

千葉市大宮学校給食センター（仮称） 整備事業

入札説明書等に関する第2回質問に対する回答

入札説明書	No 1	~ No 2
要求水準書	No 3	~ No 28
落札者決定基準	No 29	~ No 30
様式集	No 31	~ No 35
特定事業契約書（案）	No 36	~ No 51
第1回質問回答	No 52	~ No 67
その他	No 68	~ No 71

平成15年7月18日

千 葉 市

入札説明書の質問に対する回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問	回答
1	13	第6	3	(2)	・年初に通知された給食提供対象者数が8,000食 / 日の場合、P14の「学校行事等の開催に伴う給食の未提供日」が今後も同じ比率(年間194日として、全学年平均で約8%)であり、かつ生徒等の転出入などを無視すると、予定給食数は年間平均で$8,000 \text{食} \times 92\% = 7,360 \text{食}$程度になるとの理解でよいでしょうか。 ・さらに、変更給食数が - 100食を下回る場合を考慮すると、変動料金算定のための実施給食数は年間平均で7,260食程度になる可能性があるとの理解でよいでしょうか。	・ご質問のとおりです。仮にご指摘の場合であっても運営に支障がないよう委託料の固定料金及び変動料金(1食単価)を提案してください。 ・ご質問のとおりです。(ご指摘の場合、変動料金の算定の基礎となる食数が年間平均で7,260食となります。)
2	15	第7	1	(1)	特定事業契約書(案)にはその旨の規定がありませんので、「現状回復義務」についてはないものとして考えてよろしいですか。	施設の完工後は原状回復を求めませんが、完工前については原状回復を求める場合があります。

要求水準書の質問に対する回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問	回答
3	2	1	1		都市ガスについては、使用量にかかわらず、必ず引き込みを行わなければならないと理解してよろしいでしょうか。	本施設は都市ガスの使用を前提としています。
4	2	1	1	敷地	「敷地内に大宮学園の仮設校舎があるが、平成16年5月末までに市が撤去することになっている。」とありますが、仮設校舎の使用はいつまでの予定ですか。学期を考えると、4、5月は仮設校舎を使わないと理解してよろしいでしょうか。	平成16年5月末までには、撤去しますが、仮設校舎の使用がいつまでとなるかは未定です。なお、生徒が使用するのは3月末までの予定です。
5	3	1	1	3	缶詰、調味料等を25 以下で保存する室、となっていますが、現実的には腐るものが少ないため、日中のみの運転(例えば17:00～7:00は空調停止)と考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
6	8	1	6	(3)	洗濯機及び乾燥機を設置する事となっていますが、これらの機器は施設備品となりますか、以外でしょうか御指示ください。	施設備品となります。
7	11	1	6	(6)	「排出経路については、各雨水樹より1つ内に一度貯留し、その後排水樹へ接続するものとする」とありますが、雨水貯留槽は必ず設置しなければいけないのでしょうか。雨水貯留槽の代わりに、雨水浸透設備を設置して、浸透させてもかまわないのでしょうか。	雨水流出量について規定した「千葉市宅地開発指導要綱指導基準」をみたますれば、どちらでもかまいません。
8	14	2	2	(3)	近隣調整・準備調査等について地下障害物及び埋設物(基礎・杭等)はないものと考えてよろしいでしょうか。計画敷地部分に埋設物がある場合には、解体前の構造物竣工図等の閲覧を希望致します。	市が実施した調査の結果から、計画敷地部分には埋設物がないことを前提としています。仮に地下障害物及び埋設物があった場合のリスクは、市のリスクとなります。
9	14	2	2	(3)	敷地内の既存施設との整備について、道路のセクトバックに係る舗装工事・擁護学校通学路の整備工事はそれぞれの時期に予定されているものでしょうか。	工事のスケジュールは、別途、市と事業者の協議によるものとします。
10	15	2	3	(2)	施設、機器類でリースの取り扱い可能なものがあると思われま。リースに関してのお考えをご教示ください。	リースに関しては、特定事業契約書(案)に規定する無償譲渡(契約の早期終了時も含む。)が可能となる措置を講じていれば、施設備品に限り認めます。また、配送車のリースも認めます。
11	17	2	3	(3)	2) 機械機器の仕様を示されたウォーマーテーブル、温蔵庫は、「調理設備参考仕様一覧」にはありませんが、配置を想定した場合の仕様と解釈してよろしいでしょうか。	ウォーマーテーブル、温蔵庫を設置することとしています。規模、数量は事業者の提案によります。
12	17	2	3	(3)	温蔵庫 ウォーマーテーブルとありますが、必ず設ける必要がありますでしょうか。	ウォーマーテーブル、温蔵庫を設置することとしています。規模、数量は事業者の提案によります。
13	17	2	3	(3)	イ) 冷凍冷蔵庫/自動記録装置等による結果を記録出来る機器、エ) 温蔵庫/温度計等監視装置 保冷库/温度計等監視装置、オ) 食器消毒保管庫/温度記録装置付の機器 器具殺菌・消毒保管庫/温度記録装置付の機器と3種類の使い分けがされていますが、同じものとするのか、温度計等監視装置は直近で目視できれば良いのか、考え方を御指示ください。(自動記録装置等の方式については、第1回の質問回答で、事業者提案となっています)	温蔵庫、保冷库の「温度計等監視装置」については「庫内温度が温度計にて表示され、高・低温異常が確認できるもの」とし、記録装置は不要です。「自動記録装置等による結果を記録出来る機器」は「温度記録装置付の機器」と同義とし、「庫内温度が温度計にて表示され、高・低温異常が確認できるとともに、自動記録装置等により、結果を記録できる機器」とします。
14	23	3	3	(2)	要求水準を満たすための項目に、日常巡視点検業務とありますが、維持管理業務における日常巡視とは、毎日巡視するものと、周期的巡視するものと考えますので、2種類であると解釈してよろしいでしょうか。	施設運営に影響の大きい機器、衛生管理上影響の大きい機器等に関しては毎日巡視が必要と考えます。その他については、運営上、衛生管理上、支障のない頻度で、周期的に巡視することとします。
15	29	3	7	(1)	「関係者不在時の施設警備(緊急時に30分以内で現場に到着できる体制の整備)を行うこと。」とありますが、警備業法令に定め内容は、機械警備の防犯監視については、緊急時最長25分以内と定めてあり、その他の警備内容には定めがありません。本文の内容になると広範囲を定めた警備内容になり、警備会社と契約締結できませんので、以下の内容に文章変更をお願いしたいと考えます。「関係者不在時の施設警備(防犯監視においての緊急時対応は30分以内とし、その他の警備業務の緊急時対応については、30分以内に現場に到着できる体制、整備に努めること。)」	特に警備業法令に則った契約を要求しているわけではありません。要求水準書に示すとおりとします。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問	回答
16	30	4	1	(2)	業務全般に関する相当の知識と経験を有するものが好ましいと記載されていますが、資格等については業務責任者及び食品衛生責任者の両方の資格及び経験を有するものか、総括責任者として他の施設での経験でよいのかお示ください。	総括責任者として相当のマネジメント能力を求めています。「業務全般に関する相当の知識と経験」として業務責任者及び食品衛生責任者の両方の資格及び経験を有することは望ましいと考えますが、相当のマネジメント能力を有することの証明として、他の施設での経験も対象となると考えます。
17	32	4	2	(1)	市の業務範囲である献立作成は、本施設にある調理施設で無理のない作業工程が組めるよう、メニューの組み合わせ等の配慮をしていただけるとの解釈でよろしいでしょうか。	市が示す献立は、要求水準書を遵守していれば、無理のない工程にて調理が可能なものです。
18	34	4	2	(3)	・11年後のH26年に10,810食という食数が予測されているにもかかわらず、入札説明書P13の「ア 市による提供対象者数の調整」において、調整後の最低食数を8,000食 / 日まで少なくした理由を明示してください。 ・また、予測食数から判断して、8,000食 / 日という最低食数は少なすぎると考えますので、最低食数の引き上げを強く要望いたします。	・8,000食 / 日は、最低の提供対象者数の設定による市の得るメリットと実際の変動可能性を踏まえて設定しました。 ・入札説明書のとおりとします。
19	36	4	4	(3)	「食缶・食器等の運搬及び回送は…時間を原則とする」とのことですが、食缶・食器等の回収を表中の「運搬及び回送の時間」以外に行くことは一切認められないのでしょうか。	ご質問のとおりです。(学校側の職員が対応できる時間帯として「運搬及び回送の時間」を設定しているため)
20	37	4	5	(2)	「調理に伴うゴミや加工残滓等は(略)リサイクルし」とありますが、残菜や資源物以外の、食材の入っているビニール袋やエンボス手袋等の廃プラスチック類、アルミパック等の金属くず、発泡スチロールやその他のゴミも、リサイクルをする必要があるということでしょうか。	ダンボール類、空き缶、空き瓶、アルミパック、ペットボトルについては資源ゴミとして出すことで、リサイクルを行ってください。
21	38	4	6	(1)	食器類の素材には強化磁器も対象にあげられております。給食用食器として強化磁器は次のような問題点が指摘されていますが如何でしょうか。重量が重く、調理員の苦情があり、小学校低学年で運びづらい。破損が多く(年間20～30%)ランニングコストが大きい。メーカーによっては重量やサイズのバラツキが大きく洗浄機の自動供給装置でトラブルが生じたり、補充時に食器カゴに収納できないという問題が生じる。ステンレスとの接触でメタルマークが付き黒い汚れが落ちない。	強化磁器の採用、不採用は事業者の提案によります。
22	38	4	6	(1)	「食器の安全性については、環境ホルモンを排出しない素材を使用したものとする」とありますが規制内容を増やして、次のようにしては如何でしょうか。環境ホルモンを排出しない素材であることを示す溶出試験成績書を添付すること。ポリオレフィン等衛生協議会等業界の自主基準や印刷インキ工業連合会のネガティブリストに準拠した食器であることを示す証明書を添付すること。樹脂製食器にあつては絵柄が食品に直接触れないよう印刷されていること。	証明書等の添付は特に求めませんが、より安全性に配慮した提案は審査の評価対象と考えます。
23	38	4	6	(1)	現在、貴市で使用されている配送車には車高(全高)が2500mm程度のものが見受けられますが、配送先学校によって、校舎の下を通る等の理由により、車高に制限が生じる場合はあるのでしょうか。	場所により、車高に制限が生じる場合があります。
24	38	4	6	(1)	「配送先の学校の受け取りスペース、敷地内道路等にも配慮すること」となっていますが、車両の大きさにつきましては特に指定されていません。例えば車高:2980mmで学校の敷地内道路上支障無いでしょうか。	車高:2980mmであれば、学校の敷地内道路上は支障ありません。
25	38	4	6	(1)	「食器類、食缶等仕様一覧(参考)」によると、深皿用カゴとウドン井用カゴの数は各320個で、深皿、ウドン井は各5500個と示されていますが、各食器は使用する際にカゴに入れ替えて使用すると解釈してよろしいでしょうか。	食器の洗浄等においてカゴの入れ替え等を行わない場合には、深皿用カゴとウドン井用カゴに限り半数程度(予備は必要。)の調達も可能とします。
26	38	4	6	(1)	「食器類、食缶等仕様一覧(参考)」に示されている小物入れ用カゴと添加物入れ用コンテナは、コンテナ1台につき各1個と解釈してよろしいでしょうか。	コンテナの数量は提案に委ねています。また、コンテナ数と「小物入れ用カゴ」及び「添加物入れ用コンテナ」の個数について、特に関連はありません。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問	回答
27	52	別添資料3	給食メニューと残滓処理等実績(参考)		表中には廃プラスチック類、発泡スチロール、ダンボール、ペットボトル、廃油、廃棄食器・食缶等の細かい分類がありません。これらのものがどの項目に含まれているのか、あるいはどこにも含まれていないのか、ご教示下さい。	発泡スチロール及び、廃プラスチック類の中のビニール袋やエンボス類は可燃ゴミに、ダンボールは資源ゴミに含まれています。その他については、表中の項目には含まれていません。
28	53	別添資料4			・食缶類(1クラス分)の使用例が示されていますが、食缶等の仕様一覧を見るとバットの表示がありませんが、7ℓの食缶と解釈してよろしいですか。 ・また、各食缶(13ℓ、10ℓ、7ℓ)に収納するメニュー(揚げ物・焼き物・和え物等)をお教え願います。	・ご質問のとおりです。 ・15ℓ及び13ℓが主菜用、10ℓが和え物用、7ℓが揚げ物・焼き物用となります。

落札者決定基準の質問に対する回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問	回答
29	7	4	(2)	1)	工程計画の評価は、申請を含む設計スケジュールも対象になるのでしょうか。また、工期の短縮(早期竣工)は評価の対象になるのでしょうか。	スケジュールそのものや早期竣工を評価するものではありません。当該用地に関する条件について、十分に理解した上で、確実な履行に資する具体的な提案があれば評価するものです。
30	8	4	(2)	3)	要求水準書には雑芥やプラスチック、ガラス・金属くずの発生抑制・リサイクルも求められています。また、これらの運搬費用も事業者側の負担となっています(第1回回答No.73,74)プラスチック、ガラス・金属くずの発生抑制・リサイクルには、搬入食材の梱包方法や荷姿などの条件によって大きく影響を受けます。搬入物の荷姿などの条件を食材搬入者に対する指示等は出来るのでしょうか。また、どの程度までの権限で依頼できるのでしょうか。できないとすれば、何がどのような荷姿・条件で搬入されるか不明のまま、運搬コスト試算・提案書を作成しなければならないのでしょうか。	食材搬入者に対する直接的な指示等は原則としてできません。また、現況については稼働中の給食センターの見学が可能です。なお、新港給食センターにおけるごみ排出量については、要求水準書別添資料3を参照してください。

様式集の質問に対する回答

No	ページ	大項目	中項目	質問	回答
31	10	第9号 様式		落札金額(=契約金額)は、入札金額×1.05(消費税相当分)と考えてよいでしょうか。	落札金額は、入札金額が該当します。なお、実際の支払いは、消費税及び地方消費税、物価変動、金利変動及び提供食数を勘案して決定します。
32	13	第12号 様式	業務計画説明書 1	添付図面は指定された図面の枚数以内で収めなければならないと考え、その他の図面、透視図、模型写真、説明図等は添付してはいけないものと解釈してよろしいですか。	別添資料としての添付は認めません。業務計画説明書等の各様式に挿入図として用いることは可能です。
33	22	第21号 様式	設計・建設見積 書	・給蒸気設備の範囲をお示ください。 ・給湯設備と明確に区分する必要があるかご教示下さい。	・厨房内設備で、蒸気を供給する設備です。 ・給湯設備と一体としてもかまいません。
34	22	第21号 様式	設計・建設見積 書	・手洗い設備の範囲をお示ください。 ・その他衛生設備と明確に区分する必要があるかご教示下さい。	・給食エリアの各区域の入口、及び必要箇所に設置される設備です。 ・その他衛生設備と一体としてもかまいません。
35	41	第39号 様式	事業運営費見積	調理業務、衛生管理業務、洗浄・残滓等処理業務の人件費・諸経費を分けて記入する様式となっていますが、調理業務・衛生管理業務・洗浄業務は一連の作業であるために従事者が同一である場合が多く、人件費や諸経費を明確に区分することは極めて困難と思われます。必要に応じて、調理業務の費目に衛生管理業務・洗浄業務等の経費を一括して計上したり、費目の統一や削除等を行ったりしてもよろしいでしょうか。	様式に定めている費目の変更は認めません。(追加はできます。)各業務に共通する費目については、業務毎に按分して計上してください。

特定事業契約書(案)の質問に対する回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問	回答
36	2	第1章	第6条	1	……請負企業に建設費の10%の履行保証保険の付保……となっていますが、国の会計基準では契約金に替わる付保のため10%以上と以上が記載されています。保険契約上の関係からも以上を付け加えて頂きたい。	10%以上の保険を付保したことにより、契約保証金を免除しないということはありません。10%以上も含まれるとお考えください。
37	4	第3章	第11条	2、5	市の要求により事業者が設計変更(工期変更を伴う場合を含む)を行う場合について、それにより生じる事業者の増加費用は市に帰属し、「サービス購入料」の改定により反映させるとありますが、当該増加費用のうちスワップの組み直しに伴う費用等については、発生時に融資銀行から一括支払いを要求されるのが通常です。サービス購入料とは別の予算措置により、増加費用の発生時に市が事業者に当該費用を一括支払いすることを検討願います。	特定事業契約書(案)のとおりとします。
38	16	第6章	第47条	2、3	食中毒が生じた場合、事業者は自らの費用負担により、(1)市による原因究明調査に協力する(2)自らも原因究明調査を行うことが必要ですが、原因究明調査について期限が定められないと、これらの費用が(理論上)青天井となってしまいます。原因究明調査について何らかの期限を定めることを検討願います。	特定事業契約書(案)のとおりとします。
39	16	第6章	第47条	6	・市による仮払いの後、食中毒等がSPCの帰責であることが判明した場合、SPCはその後当該仮受金額を市に返還すると規定されておりますが、過去に大きく溯って返還請求をうけるということは合理的ではないように思われます。こうした場合「過去1年間に生じた事故」等の時効を設けていただくことは可能でしょうか？ ・また当該返還のルールを明確化する必要があると思われま。プロジェクトファイナンスによる資金調達を考慮すると、少なくとも「賃借料」とは相殺されない旨を規程する必要があると考えます。	・特定事業契約書(案)のとおりとします。 ・事業者が任意に返還を行わないような場合等に備えて、市は、相殺の権利を放棄しません。
40	20	第9章	第59条	2、3	本件を請負う委託業者(給食業者)が他地区で食中毒等を起こし、業務停止処分等を受けた場合、本件の運営が出来なくなる可能性はないのでしょうか。その場合、事業者の責による解約事由となるのでしょうか？	原則として、他地区での業務停止処分等は、本件の運営には直接関係ありません。ただし、被害が重大である場合には、事業者の責による解約事由となる場合があります。なお、SPCからの委託業者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなされます(第36条第2項)。したがって、かかる委託業者の業務停止処分等により、本件の運営ができないことが委託業者の責めに帰すべき事由によるものである場合には、第59条第2項、第3項の規定に従って、解除事由となります。
41	21	第9章	第61条	3	事業者帰責による完工後の契約解除に伴う「本件施設」の買い受けについて、 ・市が均等分割払いにより「本件施設」を買い受ける場合の金利については、事業者の資金調達にかかる金利を考慮し(それを上回る水準で)決定されるものと考えてよいのか ・当該買い受けに伴い事業者が取得した債権を、市が同意する第三者に譲渡することも想定されていますが、融資銀行に譲渡する場合については異議なく同意されるものと考えてよいのか	・基準金利に対し提案スプレッドを上乗せすることを想定しています。 ・第77条に基づき、市と銀行団との間で協議が整った場合には、市は債権譲渡につき承諾します。
42	22	第9章	第61条	2	施設の買受代金は、本件施設の初期投資費用×0.9がベースとなり、事業者の負担が過大と思われます。火災保険料の一律控除についても妥当ではないと思われます。ご再考ください。	特定事業契約書(案)のとおりとします。
43	22	第9章	第61条	3	均等分割払いされる場合のスケジュールは、当初スケジュール通りにお支払頂くとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
44	23	第10章	第65条	3	・適正な利率とは、提案スプレッドを勘案するとありますが、詳細につきご教示ください。 ・なお、少なくとも法令変更及び不可抗力の解除時は、適正な利率に引きなおす必要はないと思われま。	・基準金利に対し提案スプレッドを上乗せすることを想定しています。 ・完工前であることから、基準金利の採用時点については協議が必要となる場合があります。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問	回答
45	26	第13章	第72条	2	プロジェクトファイナンスで資金調達する場合の銀行団による担保権の設定は、円滑なステップインを実施することが第一の目的です。銀行団の担保権設定が劣後となる場合はプロジェクトファイナンスによる調達は難しくなりますので、ご再ください。	特定事業契約書(案)のとおりとします。
46	別紙1	定義集	22		初期投資費用の定義で、本件入札参加者提案に記載された本件施設の整備に要する費用(金[提案価格]円)をいう。事となっていますが、9号及び41号様式から市の支払い総額となりますが、整備に要する費用は21号様式の設計・建設業務見積書の金額と考えますが如何でしょうか。	初期投資費用は、第41号様式に記載する「元本(初期投資費用)」が該当します。
47	別紙1	定義集	22		「初期投資費用」の定義として、「入札参加者提案」に記載の「本件施設」の整備に要する費用とありますが、どの部分の費用を指しているのでしょうか？(第41号様式の「総合評価に用いる価格」のうちの「元本(初期投資費用)」との理解で宜しいですか？	ご質問のとおりです。
48	別紙1	定義集	29		不可抗力の定義に、騒乱、暴動、戦争その他人為的な現象との記載がありますが、この不可抗力については、保険も含め対応できません、除外して頂きたい。	特定事業契約書(案)のとおりとします。
49	別紙5	2	(2)		「本件施設」の着工日から「運営開始日」の前日までとなっておりますが、「運営開始日の前日まで」を「完工確認書が交付される日まで」と変更して頂けないでしょうか。建設工事保険は準備期間に付保する必要は無いと考えます。	「完工確認書が交付される日まで」とする提案でも構わないこととします。ただし、その場合には、普通火災保険を「完工確認書が交付された日の翌日から」付保するものとします。
50	別紙8	2	(1)		「サービス購入料」はサービス購入料1(「賃借料」)とサービス購入料2(「委託料」)から構成される旨規定されており、「委託料」はモニタリングの対象となり、その結果金額の減額、支払時期の遅延も想定されますが、モニタリングの対象とならない「賃借料」相当額については「委託料」相当額のモニタリングの状況に拘わらず、SPCからの請求に基づき、千葉市が請求書を受領した日から30日以内に支払われると理解してよろしいでしょうか？	第50条に規定のとおりです。事業者は、市から「委託業務」の完了を確認した旨の通知を受けた場合、または「業務完了届」の提出から10日以内になら通知がない場合に、「サービス購入料」を請求できることとなっております。したがって、モニタリングの状況によっては、「賃借料」についても請求可能となる時期が遅れる可能性があります。
51	別紙9	3			万が一要求水準に達していない場合には千葉市はSPCに対して相当な是正期間を与え、その中でSPCに対して業務の改善を要求することが規定されております。是正期間中に業務改善が果たされた場合、ペナルティは課せられず通常の場合よりも遅れて当該委託料が支払われることとなると思われませんが、そうした場合でも半期終了後2ヶ月以内で支払われるものと理解してよろしいでしょうか？(長期間の是正期間が設けられた結果、年度末の場合には出納閉鎖期間(5月末)を超えてしまう可能性があるため)	ペナルティポイント(レベル1、レベル2)は、是正期間経過後も改善がなされなかった場合に、是正期間経過後の日数について課せられるものであり、是正期間中に遡って付与されることはありません。したがって、長期間の是正期間を設けたことに起因する支払の遅延はありません。

第1回質問回答の質問に対する回答

No	ページ	大項目	中項目	質問	回答
52	4	No53		「通常想定できないリスク」には証明不可能な交通渋滞、悪天候が含まれていますが、配送遅延のペナルティは状況報告書等の提出等により課せられないと考えてよいでしょうか。	交通渋滞、悪天候については、想定できることが多いと考えています。「通常想定できないリスク」とSPCが判断する場合は、市に対して説明の上、市が承諾する必要があります。
53	5	No56		都市ガスの負担金について、既存管から敷地北側道路までのインフラ整備についての負担金については市の負担と考えてよろしいでしょうか。	都市ガスについては、既存管から敷地北側道路までの工事費については市の負担とし、負担金は事業者の負担とします。
54	6	No60		・回答では「町内会に対し文書による周知、隣接住民に対しては個別に説明をしています。」とありますが、本事業着手までには、千葉市様において、給食センターを設置することについて近隣住民の皆様の同意を取得していただけるとの理解でよろしいでしょうか。 ・また、現時点で想定されているスケジュール等(市主催の近隣住民に対する説明会開催時期、町内会に対する説明等)について御教示下さい。	・これまでの説明及び今後の説明により、現時点では同意が得られるものと考えております。 ・スケジュールは決定していません。
55	7	No92		御回答の許認可遅延に関するリスクが事業者にあることは理解しておりますが、当該リスクを負担できるかどうか判断する為にも以下の点について御教示下さい 募集要項において市が想定されている設計・建設段階(13ヶ月)のスケジュールの内訳(実施設計期間、事前協議期間、開発許可取得期間、建築確認取得期間、施工期間、完成検査期間) ・本事業は千葉市様の事業ですので、開発許可及び建築確認申請関連についてどの程度事前に関係部に説明、相談等されているのか。 ・許認可取得に際しては、千葉市様に最大限の御協力(審査時間短縮等)をいただけるとの理解で宜しいですか。	H16年1月～3月:実施設計、事前協議、開発許可取得、4月:建築確認取得、5月～12月:施工、H17年1月:完成検査と想定しています。 ・宅地課には、開発許可等に関連して事業概要について説明しています。また開発許可等については、可能な範囲内で関係課が事前相談に応ずるなどにより助力します。 ・各種の許可申請については、可能な範囲内で助力します。
56	7	No97		「献立の変更はしません。事業者の責により給食を提供できない場合は、ペナルティポイント付与の対象となります。」との回答ですが、特定事業契約書(案)別紙9における、レベル4のみがペナルティポイント付与の対象となり、レベル1から3の場合にはペナルティポイントは付与されないと考えてよいでしょうか。	レベル4のみが対象となります。
57	16	No186		御回答の「――、なお、上水道については、既設を使用することはできません。」とありますが、上水道ではなく下水道と理解してよろしいですか。	第1回質問回答書のとおりとします。
58	17	No198 No200		「8.25%」という数値は、市で用いている契約約款(平成15年度)を参考にしていただくとのことですが、国のあるPFI事業では、本年3月時点の事業契約書(案)では「8.25%」であった数値が、6月時点で「3.60%」に変更されています。本件についても、国と同様に「3.60%」への変更をお願いいたします。	特定事業契約書(案)のとおりとします。
59	17	No202 No203 No204		「施設整備に関する責任は、乙に委ねる方針」とされていますが、「本事業は、事業者が事業内容・事業場所を選択して行うものではない」ことをご認識いただき、公共工事標準請負約款、民間連合約款等に沿った公平なリスク分担としていただくようご再考願います。	特定事業契約書(案)のとおりとします。
60	18	No221		15年後の瑕疵担保責任について、再考をお願いします。瑕疵担保責任は、通常、新築建物に対して建設会社が責任を負うものであり、15年間SPCが施設を使用した後、さらに1年間の責任を当初に施設を建設した建設会社に負わせるのは過大な要求と考えます。(回答には「期間だけであれば・・・軽減していることは明かです。」とありますが、そもそも比較のベースが異なっています。) 「官民の適切なリスク分担」の観点からも、当該条項は削除するか、少なくとも建設会社に過度な負担を求めない内容への変更をお願いします。	特定事業契約書(案)のとおりとします。
61	18	No222		建物の瑕疵が重大なものであっても、10年でその瑕疵担保責任は終了します。本件においては15年経過後に再びその責任が発生するようにも解釈できますが、契約時にこのような保証要求を行うことは、建設業法上も問題があるのではないのでしょうか。それとも、この要求は14～15年目(最後2年間)に行う修繕部分に限定する等のことなのではないでしょうか。	特定事業契約書(案)のとおりとします。本条に基づく責任は、建築請負に基づくものというよりも、事業者から市への本件施設の譲渡に伴う責任であり、このことは、本条に基づく責任が本件施設の譲渡日から1年間という期間に限られていること、及び本条にいう瑕疵とは「運営期間内において要求水準を満たさない事態に陥っていたことに対し、補修等することなく引き渡すことをいう(第1回質問回答書参照)」ことから明かです。

No	ページ	大項目	中項目	質問	回答
62	19	No225		再度の質問ですが、「食中毒」の定義(種類・規模・影響の程度等)をお示しください。契約解除に直結する事項ですので、明確な回答を強く希望します。	食中毒とは、給食に付着又は混入した細菌、ウイルス、有害物質が原因で、給食を食した人に健康被害が及ぶことをいいます。規模、程度には関係なく食中毒と認定することがあります。
63	19	No227		御回答では「提案スプレッドを勘案して決めます」とありますが、具体的な利率が想定できるように明確化していただきたい。(例: 計算時点の基準金利 + 提案スプレッド)金融機関等の融資を得る際に支障となる可能性がありますので宜しくお願いします。	基準金利に対し提案スプレッドを上乗せすることを想定しています。
64	19	No230		・甲から乙へのサービス購入料の支払が元金均等方式であれば、乙は初期投資費用を解約前までは均等に回収しているため、「賃料総額を施設の使用日数で按分する」ことは合理的と言えます。元利均等方式でも「極めて合理的」とお考えになる理由を明示してください。 ・買受代金の1割カットは、乙に対するペナルティと想定していますが、本条項で「乙は、甲が解除により被った被害を賠償するものとする。」と規定されているため、二重にペナルティを課するに等しいことになると考えます。買受代金を1割カットする理由を明示してください。 ・買受代金を、解除時点での「元本」とすることを再検討してください。	・市が元金均等方式で支払うのは算定方法として採用したものであり、市が割賦購入するものではありません。入札参加者からすれば、ご指摘に伴うリスクの対応費用も含めて提案することが可能なため、合理的といえます。 ・損害賠償とは性質が異なる意味でのペナルティを想定しています。 ・特定事業契約書(案)のとおりとします。
65	21	No255		平成15年7月29日時点の基準金利について、念の為御公表頂きますようお願いいたします。(提案者間で認識の相違或いは間違いを防ぐため)	千葉市ホームページにおいて公表します。
66	別添資料5	平成14年10月22日	Bコース	鶏卵はどのような状態(液卵等)で納入されるのでしょうか。	使用目的により納入形態が異なります。
67	別添資料5	平成14年10月23日	Bコース	アルファ化米炊飯調理当日における他のメニューの調理についてご質問します。アルファ化米の炊飯業務は、第一回質問に対するご回答にあるとおり、回転釜で行うよう計画していますが、5,500食を炊飯した場合、もう一方のコースのメインメニューやA・B両コースに付け合せとなる料理内容により、回転釜が、不足することも想定されます。従いまして、その料理は、できるだけ回転釜ではなく、スチームコンベクションオープンなどで調理できるメニューとするよう、受託企業とご調整、ご協議いただくことができるのでしょうか？	要求水準書に定めた調理設備に配慮した献立を作成しますが、協議も可能です。

その他の質問に対する回答

No	項目	質問	回答
68	全般	野菜類の納入方法(下処理、冷凍、パッケージ等)について、詳細をご教示ください。	別添資料を参照してください。
69	現地調査	・工事計画敷地内におけるビニールハウス・倉庫の移設は、千葉市の負担にて、指定工期(平成16年4月)以前に完了するものと考えてよろしいでしょうか。 ・また、移設時期を御教示下さい。	・ご質問のとおりです。 ・移設のスケジュールについては、平成16年3月末までに行います。
70	現地調査	計画敷地東側・南側の既存フェンスの撤去は、千葉市の負担にて、指定工期(平成16年4月)以前に完了するものと考えてよろしいでしょうか。また、撤去完了時期を御教示下さい。	撤去のスケジュールについては、市と事業者の協議によるものとします。
71	現地調査	工事計画敷地内における樹木は、千葉市の負担にて、指定工期(平成16年4月)以前に移植もしくは伐採が完了するものと考えてよろしいでしょうか。また、その時期についても御教示下さい。事業者が負担する場合は、移植すべきか、伐採すべきか御教示下さい。	事業用地については現状渡しとします。樹木の移植等については提案に委ねます。

(別添資料) 主な野菜の納品形態について

材 料 名	生 野 菜	冷 凍 食 品
人参	ダンボール (1 0 kg)	使用なし
たまねぎ	ダンボール (1 5 kg) むきたまねぎ使用	使用なし
じゃが芋	ダンボール (1 0 kg)	ダンボール (1 kg ビニール袋が 1 0 kg 入り) 形状 : ダイスカット , ハーフ等
大根	ダンボール (1 0 kg) 葉切り	使用なし
キャベツ	ダンボール (1 0 kg , 1 5 kg)	使用なし
ピーマン	ダンボール (4 kg)	使用なし
小松菜	ダンボール (1 0 kg , 1 5 kg)	使用なし
ほうれん草	テープかビニール紐で 4 0 0 g 1 束程度に束ね た物	
ごぼう	使用なし	ビニール袋 (1 kg)
もやし	ビニール袋 (4 kg)	使用なし
生姜 にんにく	使用量によりバラかネッ ト	1 kg ビニール缶 (おろし生姜 , おろしにんにく)
ねぎ	ダンボール (5 kg)	使用なし
絹さや , いんげ ん , グリンピー ス	使用なし	ダンボール (1 0 kg : 5 0 0 g × 2 0 袋)
アスパラガス ブロッコリー	発砲スチロール アスパラガス (6 kg) ブロッコリー (1 0 kg)	使用なし